

議 長 日程第5「認定第5号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

310ページをお願いします。歳入総額5,141万3,088円、歳出総額4,686万36円、歳入歳出差引額は455万3,052円、繰越額はございませんので、実質収支額は455万3,052円でございます。

312、313ページをお願いします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料1,360万7,543円、収納率は99.1%でございます。なお、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算により、10か月分の収納となっております。節2、滞納繰越分21万2,167円、収納率は10.5%でございます。

款2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金の加入負担金につきましては、2件分でございます。

款3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水装置の工事の際の審査、検査及び中止、開始に伴う手数料でございます。

款4、繰入金、項1以下、一般会計繰入金につきましては、長期債元金と利子の償還金等に充当するものでございます。

項2以下、寄簡易水道事業運営基金繰入金につきましては、令和6年度から企業会計化されることに伴い、保有していた基金を清算するために取り崩したものでございます。

款5、繰越金の前年度繰越金は、207万5,320円でございます。

314、315ページをお願いいたします。款7、町債につきましては、簡易水道事業債は、宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事、公営企業会計適用債は、特別会計から企業会計へ移行に係る分でございます。

316、317ページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費でございます。備考欄をお願いします。0101、管理的経費の主な支出としましては、01、需用費のうち光熱水費は、水源4か所の取水ポンプ並びに7か

所の送水ポンプの電気料でございます。修繕料は、漏水と施設修理費でございます。12、委託料のうち、水道使用量検針業務委託料は、検針員に対する業務委託料でございます。量水器取替え委託料は、計量法によるメーター器の交換で、268器分でございます。寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会計から公営企業会計への移行に係るものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターでございます。27、繰出金は、納付書の発行や伝票処理など上水道事業会計と一緒にしているため、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。0102、会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬3名分で、業務内容は水道施設点検、残留塩素測定、施設地内の草刈り等でございます。0103、投資的事業につきましては、宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ工事、先日施設の見学をいただいた場所でございます。送水ポンプ2機のうち耐用年数を超えた1機について更新をしたものでございます。

318、319ページをお願いします。公債費につきましては、長期債元金23件分、長期債利子31件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 中 津 川 312ページ、13ページですね、最上段のところの事業収入についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども。給水収入ですね、そこに調定額がですね、水道使用料が1,373万6,000円、それから滞納繰越分として201万6,000円、合計ですね、1,575万円ほどここに調定額があるうちですね、未収の金額がですね、193万2,000円ということで、全体の大体12%ぐらいを占めているんです。先ほどちょっと前置きがあって、ここで企業会計に移行するので、10か月分の収入分だということなんですけども、この表だけ見ただけでもですね、かなり滞納繰越分がですね、201万6,000円に対して実際の収入済額が21万ほどという、大変少ない額になっているんですけども、その辺のですね、未収になっている原因についてお伺いしたいんですけども。

環境上下水道課長 滞納繰越分につきましては、滞納されている方について、まず督促状をお送

りいたします。それでも入金がない場合には、水道を止めさせていただきますという通知を送ります。それでも入金していただけない方には、電話で直接お電話させていただいて、役場のほうに来てくださいということで、カウンターに来ていただいて、今後どういうふうな返済をしていくかというのを相談した上で払っていただきます。それでも来ない場合には、水道をですね、止めるところまでいかないんですが、絞った上で、ちょっと使いにくくします。そうすると大体の方が役場に来て、何とかしてくれないかという相談に来られるので、そのときに今後の返済について考えていきたいと思いますということで、担当職員と相手方の一番いい支払い方というのをお互いに話をしながら決めております。

ただ問題なのは、滞納される方というのは、1回滞納すると次回以降にそれよりも大きい金額を払わないと、この金額が減らないわけです。1回目は何とか払うんですけど、数回払っているうちにまた止まってしまうということがありますので、なかなかそこを解消するのが難しいところです。滞納分についてはそこが今一番難しいと思っておりますので、今後町内でもですね、いろいろなほかの担当課でも、税の徴収とかでうまくやっているところがありますので、そういうところを参考に滞納のほうは、滞納整理のほうはしたいと思っております。

なお、現年度分、1の水道使用料のほうは、令和5年度ちょっと頑張ったというか、初期滞納者にはですね、1件1件電話をかけて、何とかお願いしますというふうに電話対応したところ、収納率が99.1%と、かなり上がっています。令和4年度から5年度の滞納繰越分は、調定額で言いますと201万6,216円でございますが、5年から6年へ繰り越される滞納繰越分というのが、右側の収入未済のところの上から3段目、193万2,830円ということで、令和4年度末から5年度末に対しては、多少減らすことは現年度のおかげでできているんですが、そちらのやり方をやりつつ、滞納分についてはもっとしっかり取れるような形で対応してまいります。以上です。

- 4 番 中 津 川 細かな説明ありがとうございました。受益者負担を原則とする水道事業ですから、これは水道利用されている方全員がね、負担していかないと賄えないと

いうことで、未納者がいると不公平になってしまいますので、いろいろと苦勞されているようですけども、引き続きですね、未納分の未収…未収分の滞納についてですね、なるべく対策を取っていただければというふうに思います。

町の水道事業の給水条例にも、給水の停止ということで規定はされているんですが、これまでに水道料金未納で、先ほどはちょっと制限して量を絞るとかあったんですけども、実際にこういう給水という停止になったという事例というのはあるんですか、ここ近年で。お願いします。

環境上下水道課長 給水停止という通知は送っているところですが、住民の命に関わるものでございますので、まずは絞って、使いにくくした上で、何とかできないかというふうに、それでもやはり役場のほうに来るので、それで今のところは対応しております。以上です。

4 番 中津川 ありがとうございます。いろいろと御苦勞されて取り組んでいるということですけども、寄の簡易水道はですね、毎年他会計から繰入金を入れて収支のバランスを取っている。この間の一般質問のところでもあったんですけども、今後ですね、水道管の耐震化とかですね、大変厳しい経営状況ですので、水道利用者ですね、公平性を保つ意味でもですね、未納対策、これをまた引き続き徹底していただければと思いますので、お願いをいたします。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和5年

度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。